

平成28年度奈良県人権施策協議会 議事録

1 開催日時

平成28年11月7日（月） 13:30～15:00

2 開催場所

奈良県商工会議所 地階 AB会議室
奈良市登大路町36-2

3 出席者

委員：寺澤委員(会長)、野口委員(副会長)、松岡委員、佐々木委員、千原委員、村上委員、渋谷委員、松田委員、須藤委員、岡下委員

事務局：中くらし創造部長、荒木教育次長、吉田くらし創造部次長、芝池障害福祉課長、筒井長寿社会課長、幡女性活躍推進課係長、正垣子育て支援課長、乾こども家庭課長、中井保健予防課長、中川学校教育課主幹、福井人権・地域教育課長、九鬼人権・地域教育課主幹、井上生徒指導支援室指導主事、應武教育研究所指導主事、久森人権施策課長、高塚人権施策課長補佐

4 議題

(1) 奈良県人権施策に関する基本計画の推進について

(2) その他

※配付資料

資料1. 奈良県の人権施策に関する事業実施状況及び事業計画

資料2. 「奈良県人権施策に関する基本計画」各分野別関連指標の推移

資料3. 人権相談件数等の推移

資料4. 奈良県人権施策協議会規則

事前質問一覧

5 議事内容

◎開会挨拶（中くらし創造部長）

県においては、これまでから「奈良県人権施策に関する基本計画」に基づき、様々な人権施策に取り組んできたところ。しかしながら、人権を取り巻く状況は依然として厳しいものがあり、今なお多くの差別事象や人権侵害が後を絶たない状況。インターネットや携帯電話、スマートフォンを用いた差別書き込み等の差別事象を始めとし、ヘイトスピーチや女性、子ども、高齢者、障害のある方といった社会的弱者に向けられた暴力や虐待等が発生し、また、学校等におけるいじめも大きな社会問題となっている。

さらに近年、性的マイノリティや子どもの貧困といった新しい人権問題というものも顕在化しており、こうした課題にも的確に対応することが求められている。

こうした状況を踏まえて、県としては、今後も県民一人ひとりの人権が尊重される、全ての人がともに暮らしやすい社会づくりを目指して、国、市町村、関係団体、ボランティア、NPO等との一層の連

携、協働を図りながら、人権教育啓発及び人権問題に関する相談支援を柱として、人権課題の解決に向け、一層総合的かつ効果的な人権施策の推進に取り組んでいかなければならないと改めて思いを強くしたところ。

本日も人権が大切にされる社会の実現のために、県の人権施策がどうあるべきか、またどのような施策を考えるべきかについて、皆様に様々なお立場から忌憚のないご意見を拝借したい。

◎会長 副会長選出（久森人権施策課長）

議事に入らせていただく前に、改選後初めての協議会になるため、会長及び副会長の選出を行いたい。奈良県人権施策協議会規則第3条第2項により、委員のご選任により会長、副会長を定めることとなっている。「事務局の方で何か考えは」という声もあり、事務局としては、昨年度に引き続き、会長に寺澤委員、副会長に野口委員をお願いしたい。「異議なし」との声をいただいたので、寺澤委員に引き続き会長をお願いし、野口委員に副会長をお願いしたい。

◎議題（1）奈良県人権施策に関する基本計画の推進について

◆事務局（高塚人権施策課長補佐）から資料1に基づきポイントを説明

○人権施策に関する概況について（2015（平成27）年度の主な取組）

・「学校における人権教育の取組を充実」

「人権教育の推進についての基本方針」に則り、具体的には「人権教育推進プラン」に沿って、また「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」に留意し、人権教育がより系統的・横断的・発展的に教育活動に位置づけられ推進されるよう取組の充実を図った。

高校生を対象とした人権教育学習資料集「なかまとともに」を作成し、学校等に配布した。

・人権に関する指導者「人権パートナー」の養成と活用

地域における人権のまちづくりに向けた取組の核となる人権に関する指導者の養成とその効果的な活用を図るため、人権パートナー養成・活用事業を実施した。

・人権相談の充実

複雑・多様化する相談に迅速かつ総合的に対応するため、相談機関相互のネットワーク化を進め、国や市町村などの公的機関やNPO等、113機関で構成する「なら人権相談ネットワーク」において、各機関の連携・協力を図るとともに、相談員のスキルアップを図るための研修会を開催した。

・スポーツ組織と連携した人権啓発事業を実施

県内初のプロバスケットボールチーム「バンビシャス奈良」と連携・協力し、そのホームゲームにおいて人権啓発活動を行った。その結果、青少年や地域社会に人権尊重の意識の普及を図ることができた。

・「奈良県児童虐待防止アクションプラン」の推進

第2次「奈良県児童虐待防止アクションプラン」に基づき、これまでの取組である児童虐待防止のため、県民の意識啓発のためのオレンジリボンキャンペーンの実施、子育て支援プログラムの実践者の養成などの各種事業に継続して取り組んだ。

・奈良県ひきこもり相談窓口の設置

ひきこもりで悩む当事者及び家族からの相談を受け、支援するために奈良県ひきこもり相談窓口を設置した。また、ひきこもり回復期にある当事者への仲間づくりの場（居場所）の提供による支援を行った。

・「奈良県高齢者福祉計画」の推進

高齢者が健康で生きがいをもって活躍を続けられるとともに、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる奈良県を目指して、「奈良県高齢者福祉計画」を策定し、総合的な施策の推進に努めた。また、「介護保険制度」に関するパンフレットを作成し、制度の周知に努めた。

・障害者の虐待防止、権利擁護の推進

2012（平成 24）年 10 月 1 日、障害のある人の権利擁護を目的とした「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行に伴い、障害者虐待に関する通報・窓口相談として、県に「奈良県障害者権利擁護センター」を、各市町村に「市町村障害者虐待防止センター」を設置した。

・障害者スポーツ・アート交流事業

スポーツや美術・音楽・演劇・身体表現などの文化芸術活動を通じて、障害のある人とない人が交流し、理解を深め合うための取組として、「みんなのスポーツフェスティバル in 奈良 2015」「奈良県障害者芸術祭 HAPPY SPOT NARA2015-2016」を開催した。

・「奈良県障害者計画」の推進

計画では、「障害のある人が暮らしやすいと感じることができる奈良県」を目標に掲げるとともに、「Ⅰ障害のある人に寄り添った生活全般にわたる包括的な支援」「Ⅱライフステージを通じた切れ目のない支援」を基本的な考え方として施策の推進に努めた。

・「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の制定

国では、2007（平成 19）年に障害者権利条約に署名して以来、国内法の整備等を進めており、同条約を 2014（平成 26）年 1 月に締結した。平成 23(2011)年の障害者基本法改正では、「差別の禁止」を基本原則として規定し、同原則の具体化のため、2013（平成 25）年に障害者差別解消法が成立した（2016（平成 28）年 4 月 1 日施行）。

県では、2014（平成 26）年度に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を制定し、2016（平成 28）年 4 月 1 日に全面施行し、今後、条例の普及・啓発に積極的に取り組んでいく。

・「高齢者居住安定確保計画」の推進

高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正され、高齢者が安心して暮らせる社会の実現のため、高齢者の住まいを総合的かつ計画的に展開することを目的として、「バリアフリー化」「サービス付き高齢者向け住宅の登録の基準」「高齢者居宅支援体制の確保の為に必要な施策」等について取りまとめた「高齢者居住安定確保計画」を策定し、（2014（平成 26）年 9 月）施策の推進に努めた。

・自殺対策強化事業の実施

県では、「地域自殺対策強化交付金」を活用し、市町村及び民間団体との連携により、総合的な自殺対策を推進した。

・多発するヘイトスピーチへの対応

近年、ヘイトスピーチが多発し、社会問題化している。本県でも 2011（平成 23）年 1 月に水平社博物館前で差別街宣が起こった。ヘイトスピーチのように不特定多数を侮辱、差別する行為に対しては、現行法では実効性のある対策が困難であり何らかの法規制が必要であるが、憲法で保障された表

現の自由との関係を整理する必要がある、国において検討が進められることが期待される。

2014（平成 26）年 7 月に国連自由権規約委員会が、8 月に国連人種差別撤廃委員会が相次いで日本国内の状況に懸念を表明し、日本政府に適切な措置を取るよう勧告した。また、奈良県議会では、2014（平成 26）年 9 月議会において「ヘイトスピーチ（憎悪表現）に反対しその根絶のための法規制を求める意見書」を採択し、その後多くの地方公共団体の議会において同様の意見書が採択された。

こうしたことを踏まえ県としては、国に対して、法規制の検討も含めた実効性のある対策を講じるよう要望活動を行ってきた。

- ・全国水平社創立宣言のユネスコ世界記憶遺産登録に向けての活動

全国水平社創立宣言は、人類の普遍的原理である自由、平等を基調とし、差別のない社会の実現を高らかに謳い上げた日本で最初の人権宣言です。この全国水平社創立宣言についてユネスコ世界記憶遺産への登録をめざす活動に対し、県でも、賛同署名に応じるとともに、日本ユネスコ国内委員会に対し要望書を提出し、登録に向けた活動に協力してきた。結果として、選定から外れたが、この活動を通じて、全国水平社創立宣言の普遍的意義が再認識された取組となった。

- ・「奈良県犯罪被害者等支援条例」の制定

県では、犯罪に遭われた方やそのご家族が、悩みを一人で抱え込まず、早期に平穏な生活を営むことができる社会の実現を目指して、2015（平成 27）年度に「奈良県犯罪被害者等支援条例」を制定した。

- ・性的マイノリティの理解に向けた取組

「どのような性で暮らし、誰と生きていくか」ということは、尊重されるべき基本的人権であり、性のあり方に関わって課題が顕在化してきた状況を踏まえ、相談があった場合、適切に対応できるような研修の実施や啓発に取り組んだ。

○人権施策に関する概況について（2016（平成 28）年度の主な取組）

- ・子どもの学習支援補助事業

無償で貧困家庭の子どもの学力保障や生活相談に取り組む団体に対して補助金を交付する。

- ・帰国生徒・外国人生徒支援充実事業

保護者の海外勤務に伴い外国に在住し帰国して間もない生徒や日本語支援が必要な外国籍生徒への学習支援・生活相談を行うために、在籍校に支援員を派遣する。

- ・補習等のための指導員等派遣事業（特別支援学校）

国の事業を活用し、特別支援学校の外国人生徒への学習支援・生活相談・通訳・教材作成の補助を行うため、在籍校に指導員を派遣する。

- ・高校生社会参加促進事業

高校生の社会性の向上等を図るため、県立学校全 43 校において、高校生が主体となる地域社会と連携した取組を実施する。

- ・人権意識を高揚する大人の学び場活性化事業

社会教育における人権研修や企業における人権研修に資する資料を作成するなど、人権教育の充実を図る団体に対して補助金を交付する。

- ・心理専門職派遣事業

臨床心理士を（公社）なら犯罪被害者支援センターへ派遣し、性的被害を受けた被害者等に対する専門的な相談対応を実施する。

・女性の活躍促進フォーラム

組織でリーダーとして活躍してきた女性による講演やパネルディスカッションの開催を通じて、女性の活躍推進に向けた県民の意識啓発を図る。

・大学生等による不登校児童生徒支援事業

児童生徒個々の悩みを受け止め、個別の状況に応じた支援を強化するため、将来スクールカウンセラーや教員を目指す大学生ボランティアを学校に派遣（小学校 30 校に 60 名のボランティアを派遣）する。

・高校生のためのスクールカウンセラー重点配置事業

高等学校におけるスクールカウンセラーの配置拡充を行い教育相談体制の強化を図る。いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に努める。

・「地域未来塾 ICT 環境整備」事業

ICT 環境を整備し、地域と学校の協働の下、子どもの貧困対策として取り組む「地域未来塾」の学習支援活動をより充実させる市町村に補助金を交付する。

・高齢者インターンシップ・就業促進事業

就業意欲の高い高齢者を人材不足が顕著な分野の事業者にもマッチングする。

・薬物等依存症者治療・回復プログラム普及促進事業

薬物依存のある刑務所出所者等の支援を進めるため薬物依存症に対して有効であるとされている認知行動療法を用いた治療・回復プログラムを精神保健センターで実施する。

・奈良県犯罪被害者等支援条例の普及・啓発

啓発用パンフレット、ポスターの作成、犯罪被害者等支援ネットワークを活用した周知、啓発、市町村総合窓口対応職員を対象とした研修の実施等を行う。

・犯罪被害者等支援施策推進協議会の運営

奈良県犯罪被害者等支援計画の策定及び進捗管理を着実に実施する。

○各委員からの質問に対して、担当課から回答

◆「児童生徒のいじめ相談員配置事業」について

（千原委員）

・いじめの未然防止事業の一環と思われるが、配置校数、配置人数、活動状況及び成果についてお教えいただきたい。

（井上生徒指導支援室指導主事）

「児童生徒のいじめ相談員配置事業」について、いじめの問題等への対応で困難を抱える公立小学校 20 校に児童相談員を 20 名配置している。この相談員には、教職経験者や教員志望者、地域の青少年指導者等、子どもの健全育成に関心があり、学校の生徒指導に積極的に協力していただける意欲のある方を採用している。具体的な活動としては、週 3 日以内、1 日 4 時間以内、年間 415 時間の勤務を行っている。配置後において、生徒指導担当教員及び教育相談担当教員等と連携しながら、いじめの被害や不登校等に悩む児童の相談相手となったり、いじめ問題等の未然防止、早期発見・早期対応、

再発防止のため、児童へのきめ細やかな行動観察を行っている。

◆ 県教育研究所 教育相談について

(千原委員)

・相談体制(相談にあたっている人数、臨床心理士の配置状況、一人当たりの一週間の担当ケース数)をお教えいただきたい。

(應武教育研究所指導主事)

県立教育研究所における教育相談の件数については、来所教育相談の件数と電話教育相談「あすなろダイヤル」の件数を合計したものとなっている。平成26年度の来所教育相談の件数は199件、延べ相談回数は2,648回となっている。ただ、この件数は教職員からの相談も含まれており、教職員からの相談は1回や2回といった短い回数で終了するものがほとんどであるため、教職員の件数を除き、保護者、子どもからの相談の1ケースあたりの平均をとると、平成26年度は1ケース当たり19.6回、平成27年度は1ケース当たり16.5回となっている。

前年度から継続している相談としては、平成27年度は相談件数の24.9%、平成26年度は33.7%となっている。現在、継続している相談者の中には、2年間で93回来所されている方や、57回来所されている方もいる。平成21年度から定期的に来所しているという相談者の方や一旦終了したものの、その後再度相談を希望されて来所されている方もいる。この様にニーズに応じて継続的に支援を進めている。

次に平成28年度の相談体制について、常勤の相談員が3名、うち1名が臨床心理士、非常勤の相談員が2名となっている。週当たりの相談回数は、平成27年度の相談員1人当たりの1週間の相談担当回数は、非常勤の相談員を除いて、常勤の相談員で平均12.9回となっている。半期ごとに見ると、上半期4月から9月は11.1回、下半期10月から3月は14.9回となっている。同様に平成26年度は年間の平均が13.2回、上半期が11.3回、下半期が15.1回となっている。

◆ 観察法で入院・通院決定を受けた人について

(村上委員)

・「心神喪失者等医療観察法」によって、奈良地方裁判所の審判により入院決定を受けた人の数はどれくらいか。また、通院決定を受けた人はどれくらいで、どのような地域支援を受けているのか。

(中井保健予防課長)

「心神喪失者等医療観察法」に基づく入院決定者数と通院決定者数について。この法律が施行された平成17(2005)年から本年の9月末までの累計で、入院決定者数については15件、通院決定者数については、5件である。今現在、9月末時点で入院が継続中の方は5件、通院継続中の方は6件となっている。

また、通院の方がどのような地域支援を受けているかについて、保護観察所の社会復帰調整官による精神保健観察が実施されている。通院決定した場合、ライフラインで通院の標準の通院期間というのが、3年間と定められている。

また社会復帰の中身としては、精神保健福祉サービスいわゆる精神保健の関係である。保健所が相談の支援をするなり、任意入院の支援を行う。精神保健のサービスまたは障害福祉のサービスとして

は、ヘルパーの方が生活就業訓練等といったサービス事業所での補助等のサービスを提供している状態である。

◆ 防犯カメラ設置補助について

(村上委員)

・9月議会の一般会計補正予算で「防犯カメラの設置など、防犯対策の強化に要する経費に対する補助」に3千万円が計上されている。これでは、施設を地域社会から隔離することにつながるのではないか。「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の基本理念にも反するし、施設を地域社会に開いていこうという動きにも逆行するのではないか。

(芝池障害福祉課長)

防犯カメラの設置補助について、県では相互の人格と個性を尊重し合いながら、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現に向けて取り組んでいるところ。施設の運営にあたっては、閉鎖された、あるいは、孤立した施設とならないよう、普段から地域との交流を図りながら、地域と一体となった開かれた施設となることを、基本的な考え方として日々運営にあたっている。

一方、今回の意見を受けて、防犯対策の必要性、重要性を再認識したところである。そのため、現在、防犯対策も進めている。これは地域社会からの隔離というのではなく、施設に入所されている方々がまず命を守る、安全を確保するための手段と考えている。今後も地域と一体となった開かれた施設となるという基本的な方向性は変わらない。

防犯カメラの設置について、その補助にあたっては、設置場所も確認し、個々の施設が閉鎖的に向かうことがないように確認を行っていく。

◆ 大規模収容施設について

(村上委員)

・奈良県において県立の障害者入所施設があるが、今後のあり方をどの様に考えているか。

(芝池障害福祉課長)

大規模収容施設について、県全体の考えとしては、そもそも障害のある人が地域で安心して暮らすことができる、これが基本だと考えている。そのため、県としては、グループホームの整備等を進め、地域で安心して暮らせるよう福祉サービスの充実に努めている。

県立の入居施設に関しては、奈良県における県立の児童の入所施設として、登美学園と筒井寮がある。この2つの施設につきましては、障害の状態や家族の状況などにより、地域での生活が困難な人が入所している。

登美学園は知的障害児施設になり、児童福祉法に基づく福祉型障害児入所施設として、昭和38年に設置され、定員65名に対して現在50名が入所している。筒井寮については、県内唯一の視覚・聴覚障害児福祉施設であり、これも児童福祉法に基づく福祉型障害児入所施設として、昭和43年に設置され、定員54名に対して現在5名の児童が入所している。

登美学園においては、民間施設では受け入れが難しい知的障害と肢体不自由との重複障害児の短期入所を受け入れたり、筒井寮も障害児のセーフティネットとしての役割を担っているため、これからも必要な施設と考えている。

また、両施設とも築後 30～40 年が経過し、建物及び設備の老朽化が進んでおり、耐震性能の不足も指摘されているため、入所児の安全と快適性の向上を第一に考え、現在、両施設を一体的に建て替える工事に向けた設計等を行っている。

◆ 職場でのハラスメントについて

(野口副会長)

・セクシャルハラスメントについての相談窓口は近年、市町村、企業などで設けられるようになってきた。職場でのハラスメントといった様々なハラスメントに対して、県が設けている相談窓口はどのようなものがあるのか。

・職場や市町村の相談機関に相談に行ったが、そこでの対応に不満があった場合、その苦情を受け付ける所はあるのか。

(高塚人権施策課長補佐)

職場でのハラスメント等も含めて、総合的な労働相談受付として、県としては、電話相談窓口である「労働相談ダイヤル」を設けている。さらに人権相談全般としては、人権施策課内に人権相談窓口を設けており、電話、あるいは、来庁される方への対応を行っている。

また、雇用に関しては、その指導監督権が国にあることから、相談解決に至らない場合、労働局の雇用環境均等室等、国の機関を案内させていただいている。

(野口副会長)

色々とハラスメントに関する相談窓口は設けられるようになってきたが、本人としては、相談したけれども、納得いかないという様な苦情を持って、さらに不満が募っていくのではないかと思う。その様な場合に、制度的に訴えたけれども、それが上手く処理されなかった場合、苦情を受付ける様な機関が必要ではないかと感じる。今後、県での検討をお願いしたい。

◆ 多発するヘイトスピーチの対応について

(渋谷委員)

・水平社前での差別街宣等に対して、2015 年度に国に対して改善要望を行ったとのことだが、この件に関して、今後はどのような動きがあるのか。

(久森人権施策課長)

水平社博物館前でのヘイトスピーチに関して、裁判で事後救済という形になり、結果的には勝訴したということになった。国の方が「ヘイトスピーチ対策法」ということになったが、この辺については理念法ということがあり、実効性をいかに確保していくのが問題だと認識している。

今後も、実効性のある対策を国の法整備等の動きを見つめながら、県としても特に啓発に力を入れていくとともに人権相談に対応していきたい。

(渋谷委員)

私が関係している団体を通して、あるいは個人的に知っている限り、当たり前にも住民の方が被害を受けているケースが起きていると認識している。個人攻撃される様な事態に対して、何かこう

相談を受付ける様なシステムがあると宜しいかと思う。

(久森人権施策課長)

私どもの課に人権相談窓口を設けているが、ヘイトスピーチに関して専門的な相談窓口は設けていない。人権全般に関する相談窓口になる。

また、奈良に住んでおられる外国人に対して、国際課の出先機関もあるので、その様な所で生活に関する相談等も対応している。

◆ 高齢者の権利擁護について

(佐々木委員)

・高齢者において、地域包括ケアということで、地域で誰もが安心して暮らせる社会にしていく必要がある。その中で、医療と介護という様なところで、どう連携する仕組みを作っていくのか。高齢者の色々な悩み事をどこにどう繋げていくのか。

(筒井長寿社会課長)

地域包括ケアの仕組み作りという質問で、医療、介護、住まい、生活支援といった色々な要素を組み合わせて、関係者が連携や協議ができるかということが重要になってくる。しかし、中々連携ができないので、個々に、地域ごとにどの様なことができるのかということで、モデル事業を実施し、地域包括ケア推進室が中心となって取り組んでいる。

2025年問題等があるので、一つ一つの取組を確実に浸透させていくといった様々な取組を実施していく。

(佐々木委員)

例えば、医療と介護の連携というところでは、広島市西区において、ケア・マネージャーと係付のお医者さんとが在宅で一人暮らしをされている高齢者の方の状況について、情報交換をできる様なクラウドでの情報管理を導入している。ぜひそういう進んだ仕組みを奈良でも取り組んでいただきたい。

(筒井長寿社会課長)

病院や医師会が顔の見える関係を構築しようということで、地域相互の連絡推進に取り組んでいる。それが県内全土に広がっていく様に努めていきたい。委員が言われる様に、先進事例も参考にしながら、頑張っていきたい。

◆ インターネットによる人権侵害について

(佐々木委員)

・インターネットによる人権侵害が実際に起こってしまった時の救済策について、どの様な対策を講じているのか。

(久森人権施策課長)

インターネットによる人権侵害問題であるが、インターネットも非常に陰湿化している状況。26ページに書かれている様に、県と市町村の人権啓発活動推進本部が作っている啓発連協という組織で毎月チームを作り、インターネット上の問題について取組を行い、悪質なものは法務局へ削除要請をしている。ただ、表現の自由の問題があり、なかなか実現が難しい。

8月にはインターネットの問題についてのシンポジウムも行っている。このようなシンポジウムも開いて、インターネット上の問題についての啓発を行っている。

(野口副会長)

インターネットの人権侵害の問題について、少し意見を述べさせていただくと、悪質な書き込みについては、モニタリングをして削除要請をしていくという取組を今後行っていただきたい。

そして、最近では今まで学校でも同和教育についてかなり熱心に取り組んできたが、特別措置法以降、かなりそういう取組が後退してきている。そのため、若者については、何が良いのか、何をしたら悪いのかといった、基礎的なことがわからないという様な状況が生まれてくる危険が指摘されている。それに対抗するために、良質で正確な情報を提供する取組が重要になっていると感じており、県としてどういうことがやれるかを少し検討していただきたい。

例えば、奈良県は同和问题史料センターという施設を置かれて、非常に地道な研究活動をされている。そういう様な施設の今後の取組が後退しない様に、県としては今後もやっていただきたい。そういう様な施設の中で色々な情報を発信することも非常に重要ではないかと感じている。

昨今、鳥取ループや示現舎が部落地名総鑑をネット上で公開する、あるいは本で出版するという動きがあった。一旦ネット上に流出すると、その情報を消すことが非常に難しいため、それを逆手に取って、やっている様なことがある。行政が対応していくためには、歴史的なことも含めた良質な情報をきちんと伝える取組が必要になってくる。

◆ 子どもに対する取組について

(千原委員)

今のインターネットの問題もそうだが、奈良県は小さい子に対する施策が若干不足している様に感じる。生徒指導支援室に尽力いただき、6年前に中学校にある全国スクールカウンセラー対策が改善されたが、それ以降は残念ながら改善されていない。月に1回しか行っていなかったり、教育研究所には臨床心理士が一人しか配置されていない状態になっている。悩みを抱える子どもたちに対する対策も、厳しい予算の中だとは思いますが、何とか検討していただきたい。

(應武教育研究所指導主事)

千原委員からご指摘いただいた、教育支援のことについては今後の検討課題と認識している。現在の相談員についても、年8回定期的に、ケース会議を実施したり、専門家や有識者からの指導・助言等をいただいたり、あるいは様々な研修や会議への参加といった点で、日々、相談員のスキルアップ、研鑽に努めている。学校現場等に勤務し、その中で中心的な役割を果たしてきたという経験等を加味して、より良い適切な支援が相談者に届くよう努めて参りたい。

◆ 女性支援について

(松岡委員)

奈良県としてできる施策を発信する責任があるのではないかと思う。医療センターや施設面のことといった今までマイナスな課題だったものをプラスに転化する様な形でやっていくことが非常に重要だと思う。

それからヘイトスピーチに関しては、奈良県として条例を作ることも考えられる。また女性のことに関して、実際に奈良県が行うDVの女性支援があるのか、具体的な対策にどれくらいのお金を使っているのかも大切な話になってくる。

◆ セクシュアルハラスメントについて

(須藤委員)

セクシュアルハラスメントの件について、一人の方がずっと相談に来られている。人権相談も擁護委員としての仕事の一つであるが、当を得た回答が非常にできにくい。擁護委員として見識を深めて行かなければいけないと思っている。来られて話をすることによって、少しでも気分を良くして帰っていただくということも含めた相談対応を行っている。

◎ その他 (久森人権施策課長)

推進についてご意見をいただいた「奈良県人権施策に関する基本計画」について、平成16年3月に策定後、施行されて、10年あまりが経過している。この間、障害者に関する国の理解や、あるいは県での条例の施行もあった。

また、子どもの貧困問題、ヘイトスピーチ等、様々な人権課題が社会問題化する等、人権施策に関する社会情勢が大きく著しく変化を遂げている。この変化に対応するため、県としては、この基本計画の見直し、改定が必要ではないかと考えている。この改定、見直しに先立ち、来年度において、人権に関する県民の意識調査というものを実施し、県民の人権意識を把握し、この基本計画改定の基礎資料にしていきたいと考えている。

県では只今、平成29年度予算案の編成作業に入っているが、この人権に関する意識調査に必要な予算案の確保をこれから図っていきたい。この人権に関する県民意識調査の実施になると、恐縮ではあるが、本日出席の委員の皆様には、また色々ご見識、お力をお借りしたいと思っている。

◎ まとめ (寺澤会長)

人権に関わる色々な悩みや普段相談したいことを、たくさんの県民の方は持っておられる。県庁各課分担して、パワーを発する県民だよりとするために、もっと浮き出てくる様な施策を検討いただければ、新しい施策の発想や必要性もそこから発展できると思う。次回まで考えて、聞かせていただきたい。

(以 上)